

2016年度 大阪大学大学院言語文化研究科
日本語・日本文化専攻（博士後期課程） 学生募集要項
(日本語・日本文化専修コース特別プログラム（国費外国人留学生）用)

大阪大学大学院言語文化研究科（以下「本研究科」という。）は、日本政府（文部科学省）奨学金により、本研究科日本語・日本文化専攻（博士後期課程）において、日本語・日本文化に関する研究を行う外国人留学生を下記のとおり募集する。

1 専攻分野及び募集人員

- (1) 専攻分野： 日本語・日本文化に関する研究の各分野
- (2) 募集人員： 4人

2 出願資格及び条件

- (1) 対象： 日本国以外の国籍を有し、外国人留学生として、新たに海外から留学する者
- (2) 年齢： 2016年4月1日時点で、満35歳未満の者（1981年4月2日以降に出生した者）
- (3) 学歴： 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は2016年9月30日までに授与される見込みの者
 - ② 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は2016年9月30日までに取得見込みの者
 - ③ 日本の大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ④ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑤ 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2016年9月30日までに24歳に達するもの
- (4) 推薦： 所属機関（大学等）又は出身大学の学長又は部局長（研究科長等）相当職位以上の者から推薦された者
- (5) 健康： 心身ともに健全な者
- (6) 語学能力： 日本語又は英語の能力が十分な者
- (7) 渡日時期： 2016年9月19日から9月26日までの間に渡日可能な者

(注) 次に掲げる者については、入学を許可しない。（許可後に判明した場合は、許可を取り消す。）

- ① 修士の学位等を取得（授与）見込みで出願した者で、2016年9月30日までに取得できない者
- ② 現役軍人又は軍属の資格の者
- ③ 指定の期日（上記(7)参照）に渡日できない者
- ④ 過去に国費外国人留学生であった者で、日本政府奨学金支給期間終了後から2016年10月1日までに3年以上の教育・研究等の経歴がない者。ただし、帰国後に在籍大学を卒業した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生については、この限りでない。
- ⑤ 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給する者
- ⑥ 日本政府奨学金の他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生を対象とした支援制度と併給する者（これまで日本政府（文部科学

省)及び独立行政法人日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き、2016年度の10月期の学期以降も在籍予定の者も含む。)

- ⑦ 2016年度の10月期開始前から日本在住(又は在住予定)の者(2016年度に私費外国人留学生として本邦大学に在籍予定であり、10月期の学期以降も継続して在籍予定の者など)

3 奨学金支給期間

- (1) 博士後期課程の外国人留学生としての2016年10月から2019年9月までの3年間
(2) 奨学金支給期間の延長は認めない。

4 奨学金等

- (1) 奨学金： 月額148,000円(予定)を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合は、奨学金は支給しない。
なお、奨学金の月額については、予算、物価等の状況により変更になる場合がある。

(2) 旅費

- ① 渡日旅費： 旅行日程及び経路を指定して、渡日する外国人留学生の現住所の最寄りの国際空港(当該外国人留学生が国籍を有する国の空港に限る。)から新東京国際空港(関西国際空港までの方が経済的な場合は、同空港)までの下級航空券を交付する。
② 帰国旅費： 奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する外国人留学生に対しては、本人からの申請に基づき、新東京国際空港(関西国際空港からの方が経済的な場合は、同空港)から当該外国人留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(当該外国人留学生が国籍を有する国の空港に限る。)までの下級航空券を交付する。

(注) 渡日及び帰国旅行の際の保険料等は、外国人留学生の自己負担とする。

- (3) 授業料等： 検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

5 選考等

- (1) 本研究科は、書類審査による予備選考の後、面接(又は電話・インターネット等によるインタビュー若しくはE-mailによる質疑応答)により、2016年2月29日までに文部科学省への推薦候補者を選考する。なお、予備選考において不合格となった者に対しては2016年1月上旬に、推薦候補者選考において不合格となった者に対しては2016年2月下旬に、その結果を通知する。
(2) 大阪大学は、本研究科における選考結果に基づき、2016年4月中に文部科学省への推薦者を決定する。なお、文部科学省への推薦が決定された者に対しては、2016年4月中に、その旨を通知する。
(3) 文部科学省は、大阪大学から推薦した者のうちから、選考委員会における審査を経て、日本政府奨学金支給対象者を決定し、その結果を大阪大学(本研究科)に通知する。
(4) 本研究科は、文部科学省からの通知に基づき、本研究科への入学許可者を決定し、2016年7月下旬(予定)に当人に通知する。
(5) 入学後の本研究科における在籍身分は、日本語・日本文化専攻(博士後期課程)の正規の大学院学生(外国人留学生)とする。

6 出願手続

本研究科への入学を志願する者は、2015年11月20日まで(必着)に、次の各号に掲げる出願書類を、8に記載の書類提出先へ送付すること。なお、電子データファイルについては、電子メールに添付して送信すること。

- (1) 外国人留学生入学願書(大阪大学所定様式)…………… **正本1部**

(注) この入学願書の所定の箇所に、(9)に掲げる写真を1枚貼付すること。

- (2) 誓約書（大阪大学所定様式） 正本 1 部
- (3) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書（文部科学省所定様式）
..... 正本 1 部・電子データファイル（署名不要） 1 部
（注）この申請書（正本）は、写真を貼付せずに提出すること。
- (4) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書（別紙）（文部科学省所定様式）
..... 正本 1 部・電子データファイル 1 部
（注）この申請書（正本）は、写真を貼付せずに提出すること。
- (5) 専攻分野及び研究計画（文部科学省所定様式） 正本 1 部・電子データファイル 1 部
- (6) 修士論文の写し又はこれに代わる論文（日本語以外による論文の場合は、本人が作成した日本語による6,000字程度の訳文を添付すること。） 1 部
- (7) 修士論文等の概要（前号に掲げる論文の内容を簡潔にまとめたもので、日本語又は英語により作成（A4判）したもの） 1 部
- (8) 推薦書
- ① 指導教員等の推薦書（大阪大学所定様式） 正本 1 部
- ② 所属機関（大学等）又は出身大学の学長又は部局長（研究科長等）相当職位以上の者からの「大阪大学総長」又は「President of Osaka University」宛の推薦状 正本 1 部
（注）②の推薦状については、宛名が「大阪大学総長」若しくは「President of Osaka University」となっていないもの又は推薦者の署名（若しくは押印）がないものについては、無効とする。
- (9) 写真（縦4.5cm×横3.5cmの最近6か月以内に撮影した写真（上半身・正面・脱帽）で、裏面に氏名及び国籍を記入したもの） 3 枚
（注）1枚は(1)に掲げる入学願書の所定の箇所に貼付し、2枚は封筒等（表に「写真在中」と記載したもの）に入れて提出すること。）
- (10) パスポートの写し（氏名が記載されているページ）又は本国の戸籍謄本又は市民籍等の証明書
..... 1 部
- (11) 出身大学（学部及び大学院の正規課程）の成績証明書（授業科目ごとの成績（評価）、単位数及び単位修得年度（学期）、並びに成績の評価基準（不合格の評価区分を含めた成績の評価区分（段階）の数）が分かるもの。研究生、非正規学生、日本語学校などの成績は対象外とする。） 正本各 1 部
（注）成績証明書に、単位修得年度（学期）、又は成績の評価基準についての記載がない場合は、別途、授業科目ごとの単位修得年度（学期）、成績の評価基準（不合格の場合を含めて、その成績が何段階で評価されているのか）が分かる書類を作成し、成績証明書に添付して提出すること。
- (12) 出身大学（学部及び大学院）の卒業・修了（見込）証明書 正本各 1 部
- (13) 語学能力を客観的に示すもの（例えば、TOEFL、TOEIC、IELTS、日本留学試験日本語科目若しくは日本語能力試験等の成績表） 写し各 1 部
（注）語学能力試験等の成績表がない場合は、出身大学の教員が作成（証明）した出願者の語学能力に関する証明書（正本1部）を必ず提出すること。
- (14) 最終出身大学における学業成績が優秀であることを証明するもの（例えば、GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学における成績が明確に判る指標） 写し各 1 部
（注）この書類は、該当するものがない場合は、提出不要です。

（注 1） 出願書類のうち、出願者本人が作成するものについては、日本語又は英語により、可能な限り文書作成ソフト等を用いて、全て A4 の用紙で作成すること。

- (注2) 出願書類のうち、(1)、(2)及び(8)の①に掲げる書類については大阪大学所定様式で、(3)、(4)及び(5)に掲げる書類については文部科学省所定様式で作成すること。
- (注3) 出願書類のうち、日本語及び英語以外の言語により作成されたものについては、日本語による訳文を必ず添付すること。
- (注4) 出願書類(6の(1)～(13) [(14)])が、全て完全にかつ正確に記載されていない場合、完全に揃っていない場合、又は提出期限後に到着した場合は、一切受理しない。なお、出願時に、本研究科の言語社会専攻又は日本語・日本文化専攻に在籍している者については、出願書類のうち、(8)の②、(11)、(12)及び(13)に掲げる書類の提出を免除する。
- (注5) 出願書類は、一切返却しない。

7 注意事項

- (1) 次の場合には、原則として日本政府奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず日本政府奨学金を受給した場合、該当する期間に係る日本政府奨学金の返納を命じることがある。
- ① 出願書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学大臣に対する誓約事項に違反したとき。
 - ③ 放学等の懲戒処分を受けたとき又は除籍となったとき。
 - ④ 学業成績等不良や停学等により、標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
 - ⑤ 退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
 - ⑥ 日本国における在留資格が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第1の4に定める「留学」以外の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
 - ⑧ 日本政府奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- (2) 渡日当初の生活費として、1,000 USドル相当額を持参することが望ましい。
- (3) 渡日に際して家族を同伴する場合、家族用の宿舍の確保は困難であることをあらかじめ承知しておくこと。

8 問い合わせ先・書類提出先

〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東8丁目1番1号

大阪大学言語文化研究科・外国語学部 箕面事務室学生支援係

F A X : +81-(0)72-730-5057

E-mail : genbun-minoh-shien@office.osaka-u.ac.jp

(電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。)